

必要な積立金の算定方法について

労災保険には、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付（傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金）があり、そのための原資を積立金（責任準備金）として保有。このため、「必要な積立金」を毎年度算定。

必要な積立金の算定方法

- ① 年度末の年金受給者数と残存表を基に、次年度以降の年金受給者数を推計

※ 残存表 年金受給開始時からの経過年数別に年金受給者の平均的な残存状況をまとめた表

- ② 一人当たりの年間給付額を基に、次年度以降の一人当たり年間給付額を推計

※賃金上昇率（年1%と仮定）

- ③ ①の人数と②の金額を掛け、次年度以降の年金給付額を算定

- ④ ③で算定した額を運用利回りで割り引き合計

※運用利回り（年率2%と仮定）



年金の種類ごとに①～④の計算を行い、合計した金額が「必要な積立金」